

都内社会福祉法人の業務執行理事の状況（令和6年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「3.当該会計年度の初日における理事の状況」の「(3-2)理事の役職」から、「業務執行理事（常務理事等を含む。）」を集計しました。
- 業務執行理事は、法律上の設置義務はなく、理事会において、社会福祉法人の業務を執行する理事として選定することができます。業務執行理事は対外的な代表権を有しませんが、理事会の決定に基づき、決裁業務などを理事長と分担して執行する権限を有します。
- 都内の1,054法人のうち、業務執行理事を設置している法人が470法人(45%)、設置していない法人が584法人(55%)となっています。
- 事業区分別に分類すると、「複数事業を経営」に区分される法人は、業務執行理事を設置している法人の割合が高くなっています。
- 収益規模別に分類すると、収益規模の大きい法人ほど、業務執行理事を設置している割合が高くなっています。

n=1,054

		法人数	設置人数 平均値	設置なし	設置あり	1名	2名	3名	4名	5名
全法人		1,054	0.6	584	470	360	79	23	4	4
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	0.4	275	111	82	21	6	0	2
	障害のみ経営	195	0.7	89	106	80	20	3	2	1
	介護のみ経営	148	0.4	93	55	49	5	1	0	0
	複数事業を経営	214	0.8	92	122	83	25	11	2	1
	その他	111	0.8	35	76	66	8	2	0	0
収 益 規 模 別	5億未満	538	0.5	337	201	161	26	11	1	2
	5億以上10億未満	246	0.5	140	106	88	15	2	1	0
	10億以上20億未満	142	0.7	63	79	60	14	4	1	0
	20億以上30億未満	60	0.9	23	37	25	10	1	0	1
	30億以上	68	1.1	21	47	26	14	5	1	1

（注）厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。